

春日市災害廃棄物処理計画（概要版）

1 計画の目的

大規模な地震や風水害における災害廃棄物処理について、被災した場合を想定し、必要となる事項をあらかじめ計画としてとりまとめたものです。

なお、地域防災計画や被害想定の見直し、県の災害廃棄物処理計画の策定状況、市内の廃棄物処理施設の状況等の変化に対応して、適宜、見直していきます。

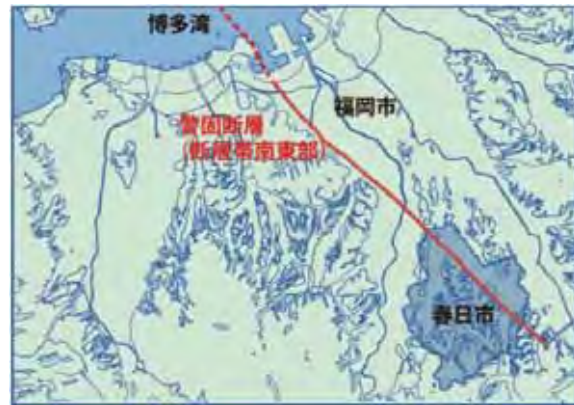
2 計画の位置づけ

環境省の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、「春日市地域防災計画」と整合を図りながら「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携して災害廃棄物処理を実施するものです。

3 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害とします。

地震被害は福岡県災害廃棄物処理計画において本市に最大の被害をもたらす警固断層による地震動、風水害については、「春日市浸水ハザードマップ」に基づくものを対象としています。



（春日市地震ハザードマップから）

【対象とする地震、風水害の概要】

対象		概要
地震	内陸直下型地震 （警固断層南東部） （破壊開始：中央下部）	・断層の長さ 20 km以上 ・活動規模 M = 7.2 ・今後 30 年以内の発生確率 0.3 ~ 6%
風水害	春日市浸水 ハザードマップ	・春日市域で発生した 6 つの災害による被害データを基に、現地での土地の高低や勾配、河川や排水路の状況等を確認し、浸水の恐れがある最大の範囲。

4 ごみ・し尿発生量の推計

地震による災害廃棄物（片付けごみ・家屋解体ごみ）発生量の推計・・・総量 27,000 t

本市の年間ごみ量 28,680 t（平成 28 年度実績）と同じ位の量

地震発生時の避難所から出るごみ・し尿量の推計・・・ごみ 0.51 t / 日・し尿 1,260L / 日

避難所避難者数を 739 人で推計

風水害による災害廃棄物（片付けごみ・家屋解体ごみ）発生量の推計・・・総量 165 t

5 処理の基本的な考え方

1. 生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、適正な処理を確保しつつ、迅速に処理します。
2. 可能な限り分別、再生利用(リサイクル)により減量を図り、最終処分量を低減させます。
3. 周辺市町村や国・県、民間事業者と協力して処理を行います。
4. 災害廃棄物発生量及び処理可能量を踏まえ、他自治体等による広域的な支援の協力が得られることを前提に 1 年以内の処理完了を目指します。

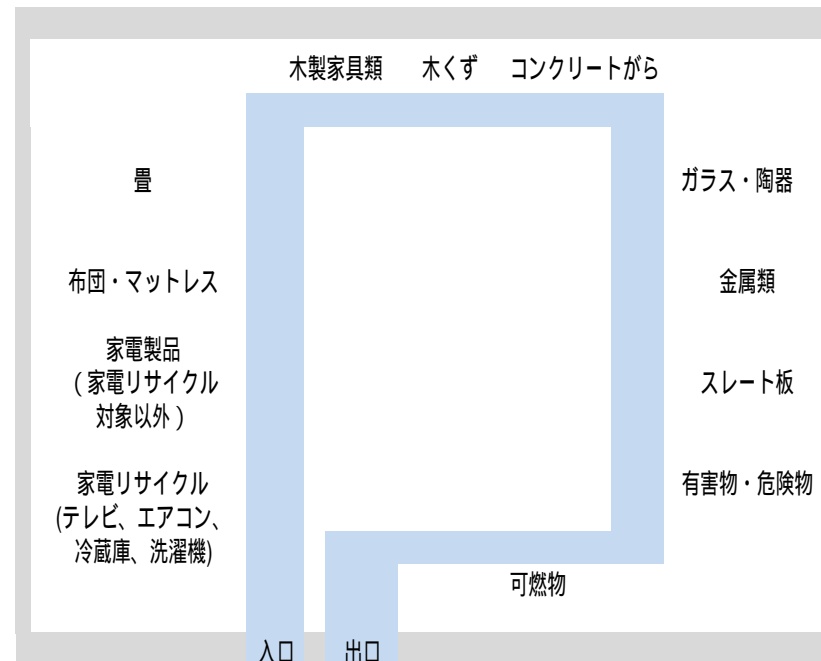
6 排出方法（片付けごみ）

1. 市は、発災後、集積場所（仮置場）を設置し、回覧板、市ウェブサイト、総合情報メール、マスメディア等を通じて、受け入れ時間や分別方法などの排出方法をお知らせします。
2. 損壊した家屋のがれきや水没した家具等、被災に伴って発生する片付けごみについては、原則として、被災者自ら、市が指定する集積場所（仮置場）に搬入します。
3. 被災者自ら搬入することが困難な場合や道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集を行います。
4. 集積場所（仮置場）に搬入する際は、市が定める分別項目に沿って、分別する必要があります。

7 集積場所（仮置場）

1. 集積場所（仮置場）は、基幹公園等の中から搬入ルート・搬入路の幅員の確保、周辺住民や周辺環境への影響・保全等を考慮した上で、速やかに設置します。
2. 集積場所（仮置場）は、災害ごみを速やかに被災場所から撤去するために設置されますが、様々な廃棄物が混合した状態で持ち込まれると、その後の行程が複雑になり、処理が遅くなります。
3. 集積場所（仮置場）では、下図のように分別項目ごとに出し場所が分かれます。事前に分別して搬入してください。

【集積場所（仮置場）の設計例】



【朝倉市の例】

